

全教栃木 教育新聞

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

政治が教育内容にまで口を出す！

	かつての教育委員会 〔公選制教育委員会〕	現行の教育委員会 〔任命制教育委員会〕	自民党・公明党による 新たな教育委員会・教育行政 組織
実施時期	1948年～1956年	1956年～	
根拠法	教育委員会法	地方教育行政の運営に 関する法律	地方教育行政の運営に 関する法律(「改正」案)
委員の選出	教育委員は住民の直接選挙。 1名は議会で選出。	首長の任命、議会の同意。	首長の任命、議会の同意。
教育長の任命	教育委員会	教育委員のうちから、 教育委員会が任命。	首長の任命、議会の同意。
教育長の資格	教育長免許所有者(後に不要に)	ない	ない
教育行政に 対する首長の 関与	関与できない。 教育予算編成権は 教育委員会にあった。	教育委員の任命権。 教育予算は教育委員会の意見 を聞いて作成。	教育委員の任命権。 教育長の任命権。 自らも参加する総合教育会議 で、基本方針を協議、決定。
教育委員長	教育委員による選挙。	教育委員による選挙。	置かない。
教育委員会の 権能	教育行政の執行機関	教育行政の執行機関	教育行政の執行機関

国民から遠ざけられてきた教育行政

首長が教育長を任命し、自らも参加する「総合教育会議」で教育の基本方針を決定する…。教育に対する首長の関わりをより強めようとする地方教育行政の運営に関する法律（地教法）改正案は、与党などの賛成多数で衆議院を通過し、今は参議院で審議されています。

今回の「改正」案をより理解するために、戦後の教育委員会制度の変遷を、上図のようにまとめてみました。教育委員の「公選制」から首長による「任命制」に、免許が必要だっ

た教育長職も免許は不要になりました。教育予算についても、「公選制」教育委員会がその編成権を盛っていたのが、「任命制」教育委員会のもとでは首長が「教育委員会の意見を聞いて」作成されるものになりました。この動きを見ていると、教育の独立性が失われ、首長の関与が強められてきたことが理解できます。「改正」案は今以上に首長の関与を、それも教育内容に関わることまで関与させようとしているわけで、私たちは受け入れることはできません。

30人学級を実現してゆきとどいた教育を 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラメント・長時間過密労働をなくそう

民意は選挙で選ばれた首長や議員にある？

「首長は選挙で選ばれている」、「首長こそ民意だ」と声高に叫ぶ首長がいます。そんな首長は教育に対してどんなことを行ってきたのでしょうか。

校長の公募制や教員が採択を希望しない特定の教科書を、ときには教育委員の差し替えや採択ルールを変更してでも採択させる…。このような教育に対する「政治」の介入を、旧教育基本法第10条は、以下の条文のように厳しく戒めていました。

- 1 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。
- 2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

要するに教育基本法「改正」は、教育に対する「政治」の介入に道を開くためのものだったのです。

たのです。

道徳の副読本を持ち帰っているか？

文科省が作成した道徳の副読本「私たちの道徳」。「この副読本を学校に置きっぱなしにして持ち帰らないのはけしからん！」これは下村博文文部科学大臣のが facebook での「発言」。教室に置いておく副読本についてすら、文部科学大臣が口を出し、文部科学省が通知も出す…。これでは戦前の国定教育に後戻りです。

『「改正」教育基本法の趣旨を生かすため』とことあるごとに発言するようになった政治家たち。旧法について、このような発言を聞くことはほとんどありませんでした。教育勅語を礼賛している下村文部科学大臣。集団的自衛権を行使するためには、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」という教育勅語の言葉が、また叫ばれてくるのかもしれませんが。

日本は「平和国家」でなくなるのか

右の記事は5/14付の「下野新聞」です。「『平和国家』岐路に」との見出しに、「ここまで来たのか」と思われた方も少なくないと思います。

平和主義を定めた日本国憲法、その憲法に基づいてつくられ、「この（憲法の）理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」とした旧教育基本法。集団的自衛権を行使して、日本が「戦争のできる国」にするためには、どうしても変更しておかなければなら



ればならなかったのです。

「教育と政治は関係がない」と思っている人も、政治の側は容赦なく教育に介入してきます。それは、政策を実現させるには、国民に自ら協力してもらわなければならないからです。これこそ戦前の教育です。そんな教育を二度と繰り返してはなりません。

教え子を再び戦場に送るな

県教育委員会との交渉事項

全栃木教職員組合が今年度の県教育委員会との交渉で要求している事項です。

1. 「新たな職」を導入しないこと。「主幹教諭」は廃止も含めた検討を行うこと。
2. 「全国学力調査」を廃止するよう国に求めること。県教育委員会として競争的な教育を行わないこと。悉皆の学力調査は早急に廃止すること。
3. 教員免許更新制の廃止を国に求めること。
4. 「共同訪問」は5年に1回とすること。指導案についてはA4、2ページ程度とすること。初任者研修の内容や提出文書についてさらに精選を進めること。
5. 教育基本法、教員の地位勧告に基づき、教職員が職務に専念できる賃金・手当を改善すること。
6. 教職員評価について
 - (1) 「CEART勧告」を尊重し、廃止も視野に入れた協議を組合と行うこと。賃金リンクは行わないこと。
 - (2) 教職員評価や表彰などによる、報償的な人事や研修を行わないこと。
 - (3) 臨時的任用者に対して実施しないこと。
7. 公平な昇任や登用を行うこと。指導主事などの登用制度を設けること。
8. 人事異動について
 - (1) 希望と納得の原則に基づく民主的な人事を推進すること。再任用を希望する教職員のすべてに再任用を保障するとともに、勤務校について同様の配慮を行うこと。再任用にあたっては管理職も同様の手続きとすること。
 - (2) 異動先も含めた異動情報を本人に適宜知らせて合意を得るようにすること。小中学校教職員に対して、内々示で転出先の校名を伝えること。
 - (3) 再任用者、臨時採用者の異動についても新聞発表を行うこと。
9. 教員採用試験について
 - (1) 雇用対策法付帯決議に基づき、受験年齢を59歳まで引き上げること。
 - (2) 職務遂行力をより評価する採用試験とすること。
 - (3) 適性検査を行わないこと。
 - (4) 前年度の一次試験合格者、1年以上の勤務経験のある臨時、非常勤教員に対しては一次試験を免除すること。
 - (5) 出願時の履歴書記入について簡素化を検討すること。
 - (6) 使用者責任のあいまいな採用前研修は行わないこと。会場への往復で事故に遭遇した場合相応の保障を行うこと。
10. 臨時、非常勤教員の待遇改善について
 - (1) 常勤の臨時教員の職名を教諭、給与は2級を適用するとともに最高号給を引き上げること。
 - (2) 労働基準法第15条に基づく労働契約書を手交するとともに、法規や規則に基づいた労働条件を守ること。
 - (3) 任用期間が1年に満たない場合でも前歴換算を行うこと。
 - (4) 任用継続の希望に応えること。
 - (5) 年次有給休暇の繰り越しを認めること。
 - (6) 新規採用者も含め、労働安全衛生法に則り採用時の健康診断は公費で行うこと。
 - (7) 産前・産後休暇を保障すること。そのための代替者を確保すること。
 - (8) 県立学校での任用が継続され場合も社会保険加入を継続させること。
11. 長時間過密労働をなくすために
 - (1) 教育基本法、労働基準法や給特法を守り長時間過密労働を解消すること。管理職が勤務実態を把握し、勤務時間割り振り変更簿などを作成して週38時間45分勤務を実現すること。
 - (2) 宿泊行事などについては1泊につき半日程度の振替休日を認めること。
 - (3) 高校入試に関わる業務で教員に対して過重な負担をさせないこと。
 - (4) 「お盆」期間は学校を閉庁にすること。
12. 傷病休暇及び生理休暇取得をすすめること。
13. 福利厚生制度の充実を図ること。教育福祉振興会に対しては中立的な立場で臨むこと。
14. パワーハラスメントをなくすとともに、精神疾患をなくす施策を講じること。初任者に対して適切な指導を行うよう管理職、研修担当者に徹底すること。
15. 教職員を増やし、小学校や高等学校でも少人数学級をすすめること。中学・高校での教育活動や校務分掌に支障をきたさないよう、教科教員・図書館の司書の適正な配置を行うこと。
16. 特色選抜は廃止を含めて再検討を行うこと。定員割れした場合は再募集を行うこと。
17. 課程や学科に関わりなく正規採用教員を増やすこと。
18. 放射性物質の除去を進めて安全な教育環境を確保すること。放射線から健康および生命を守る学習と実践教育を推進すること。
19. 「事務所衛生基準規則」や、文部科学省「学校における環境衛生管理の徹底について（通知）」にもとづいた教育・執務環境を実現すること。各学校の衛生委員会で審議された施設の修繕などについて、十分な予算措置を行って早急に実現すること。
20. 総括安全衛生委員会を毎月開催し、決定事項を確実に実施するとともに全教職員への広報を行うこと。
21. 市町教育委員会に対して労働安全衛生体制を早急に確立するよう働きかけること。
22. 不当労働行為を行わないこと。私たちとの交渉結果及び確認事項については市町教委、全管理職に徹底すること。これらに反する事例があった場合には、県教委としてその是正に責任を負うこと。
23. 1回目の本交渉でも適宜回答を行うこと。回答は文書で行うこと。

30人学級を実現してゆきとどいた教育を 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

教え子を再び戦場に送るな